

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

【趣旨】

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥ 緊急一時預かり推進事業：緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

【補助基準額】

1. 基本改善事業	1 事業当たり	7,200千円	
2. 環境改善事業（①～③、⑤）	1 事業当たり	1,029千円、	（④） 1 施設当たり 500千円以内
（⑥、⑦）	1 施設当たり	32,000千円	

【補助割合】

2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
 それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④及び⑧を除く。）の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下③イ及び4(5)において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

③ 新型コロナウイルス感染症対策として行う事業

ア 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

イ 認可外保育施設を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

(3) 3の(2)の⑧

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

- ② 児童厚生施設及び認可外保育施設（法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている施設（認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）。以下 4（11）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

3 事業の内容

（1）基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。

- ① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（※）「多様な保育促進事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日付雇児発 0417 第 4 号雇用均等・児童家庭局長通知）に掲げる 3 歳児受入れ連携支援事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。）

- ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の 4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業

（2）環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

- ① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児（医療的ケア児（人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）を含む。以下同じ。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業

- ② 分園推進事業

保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業

- ③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒等を行う事業

⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

法第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第 6 条の 3 第 7 号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

4 (11) ①に定める対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業

ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）

【かかり増し経費の具体的な内容】

- ① 職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められる

ものであること

- ② 感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

イ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業を除く。）

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(3) 保育所等設置促進事業（ただし、(※)を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設するものを対象とすること。

(4) 熱中症対策事業については、既存の冷房設備の更新は対象としない。また、対象事業者については、公立の保育所及び認定こども園を除く。

(5) 安全対策事業の実施については、以下①～⑤を満たすものとする。（ただし、②～⑤については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する場合を除く。）

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施する場合は、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても、対象とする。

② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」

（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(7) 障害児受入促進事業については、当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(8) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

(9) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の

実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

- (10) 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下①～③を満たすものとする。
- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、児童厚生施設及び認可外保育施設とする。
なお、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。
 - ② 感染症拡大防止を徹底するため、
 - ・ 保護者との連絡等におけるICTの活用
 - ・ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
 - ・ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用等の取組に努めている。
 - ③ 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、3（2）⑧アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。（3（2）⑧イの事業の実施のみにならないようにすること。）

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。